

# 沖縄県の給与・定員管理等の状況について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考) 平成22 年度の人件費率
平成23年度	人 1,422,938	千円 614,492,598	千円 5,767,082	千円 191,993,458	% 31.2	% 30.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

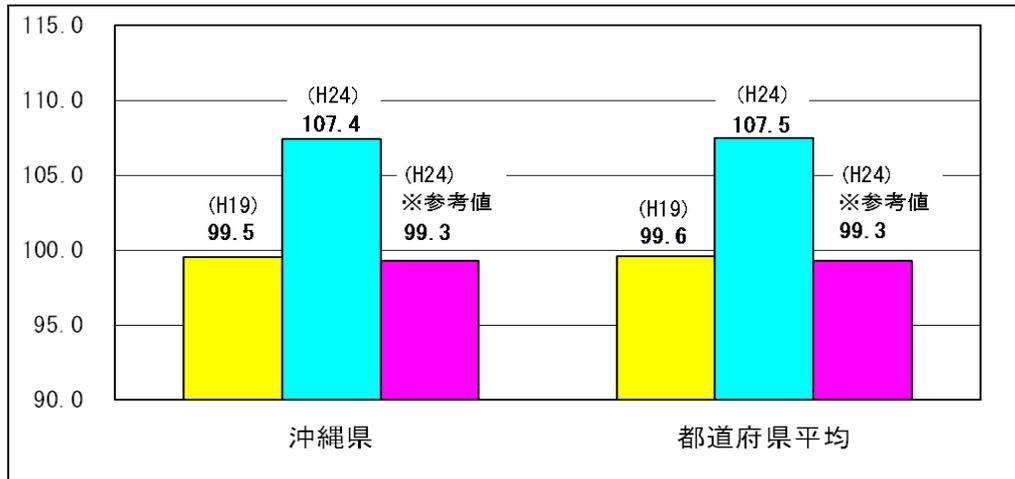
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 20,102	千円 91,244,387	千円 16,050,167	千円 31,108,993	千円 138,403,547	千円 6,855	千円 7,107

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間は、一般職員の管理職手当を15%減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10%減額）している。また、平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間は、給料月額を3%減額し、期末手当及び勤勉手当を2%減額（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間は、給料月額のみ1.8%減額）している。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 「参考値」は、国家公務員が時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

### (5) 給与改定の状況

#### ① 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		

平成24年度	円 349,505	円 350,037	△532円 (△0.15%)	% △0.20	% △0.05	改定なし
--------	--------------	--------------	-------------------	------------	------------	------

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告(改定 月数)		
平成24年度	月 3.96	月 3.95	月 0.01	月 —	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	41.3歳	315,600円	366,876円	346,771円
国	42.8歳	(329,917)円	—	(401,789)円
都道府県平均	43.5歳	336,945円	420,960円	377,603円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
沖縄県	51.3歳	325人	343,100円	390,928円	375,181円	—	—	—	—
うち運転士	49.8歳	66人	337,521円	391,870円	374,113円	自家用乗 用自動車 運転者	48.7歳	211,300円	1.85
うち用務員	53.8歳	100人	348,262円	377,973円	372,410円	用務員	53.5歳	206,600円	1.83

うち農業技術補佐員	47.6歳	72人	336,853円	418,193円	386,476円	—	—歳	—円	—
うち介助員	53.9歳	30人	360,439円	388,645円	381,898円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	52.0歳	15人	348,999円	382,011円	361,559円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	51.5歳	4人	353,402円	384,724円	374,152円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	47.0歳	8人	328,138円	407,239円	396,608円	—	—歳	—円	—
うち守衛	50.5歳	3人	331,900円	404,498円	350,067円	守衛	59.8歳	145,300円	2.78
うち調理員・調理士	52.5歳	27人	335,919円	366,626円	355,037円	調理士	43.2歳	190,600円	1.92
国	49.7歳	3,479人	(285,030)円	—	(323,181)円	—	—	—	—
都道府県平均	50.2歳	461人	333,067円	389,758円	366,292円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,121千円	2,828千円	2.16
うち用務員	5,980千円	2,861千円	2.09
うち農業技術補佐員	6,410千円	—千円	—
うち介助員	6,189千円	—千円	—
うち電話交換士	6,047千円	—千円	—
うち印刷技士	6,124千円	—千円	—
うち土木整備員	6,283千円	—千円	—
うち守衛	6,224千円	1,832千円	3.40
うち調理員・調理士	5,790千円	2,482千円	2.33

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21年から23年までの3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.8 歳	363,000 円	411,323 円
都道府県平均	44.8 歳	384,152 円	444,582 円

### ④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.4 歳	368,400 円	413,958 円

都道府県平均	43.8 歳	370,304 円	423,923 円
--------	--------	-----------	-----------

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.5 歳	324,200 円	432,024 円	356,717 円
国	41.2 歳	(316,195)円	—	(367,421)円
都道府県平均	39.3 歳	322,203 円	462,861 円	367,205 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,200 円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100 円	133,418(140,100)円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	192,800 円	—
	高校卒	148,800 円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800 円	—
	高校卒	148,800 円	—
警 察 職	大学卒	187,500 円	190,460(192,300)円
	高校卒	158,100 円	153,797(161,500)円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	254,043円	322,340円	369,094円
	高校卒	216,800円	252,150円	306,329円
技 能 労 務 職	高校卒	— 円	— 円	301,914円
	中学卒	— 円	— 円	308,200円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	302,467円	361,435円	400,210円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

小・中学校教育職	大学卒	302,100円	357,263円	394,470円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	284,180円	334,469円	372,885円
	高校卒	252,569円	307,779円	337,179円

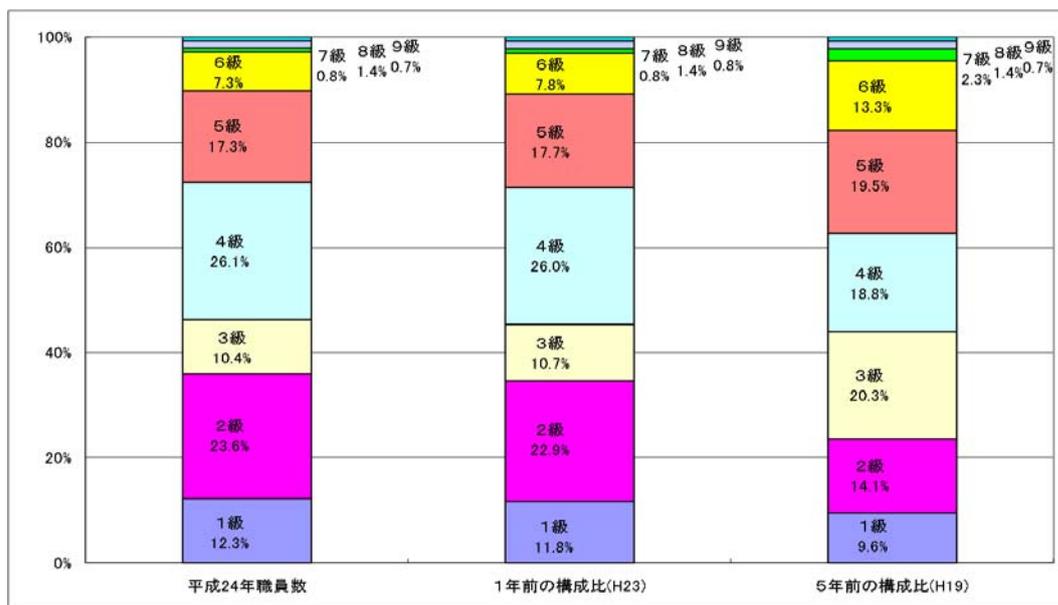
(注) 「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師の職務	541人	12.3%
2 級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,034人	23.6%
3 級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	456人	10.4%
4 級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,145人	26.1%
5 級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	758人	17.3%
6 級	課長又は副参事の職務	322人	7.3%
7 級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	33人	0.8%
8 級	統括監又は参事の職務	62人	1.4%
9 級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	30人	0.7%

(注) 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に1級制から9級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 課長級以上の特定職員

人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

② 特定職員以外の職員

人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ「特に良好」「良好（標準）」「良好であると認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,437 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

① 課長級以上の特定職員

平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

② 特定職員以外の職員 一律支給

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 6,356千円 26,036千円			1人当たり平均支給額 — 円 — 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		61,741千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		801,831円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）

東京都特別区	44人	18 %	18 %
大阪市	5人	15 %	15 %
名古屋市	1人	12 %	12 %
福岡市	1人	10 %	10 %
医師・歯科医師	26人	15 %	15 %
県内市町村	20,025人	0 %	0 %
平均支給率		0.06 %	0.06 %

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		897,128千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		85,989円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		51.9%	
手当の種類（手当数）		46	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び渉外事件通訳員	1 交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	1 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） 2 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき870円を1の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業	日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、観光商工部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円

社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の可否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務	日額850円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、児童相談所に勤務し現業を行う児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務	日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	1回5,200円（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課、沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する牛無に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで 1時間310円 2 潜水深度30mまで 1時間780円 3 潜水深度30m超 1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合、1時間につき310円を加算)

救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業(これに直接関連する業務を含む。) (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)及び(2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額840円 (4) 日額840円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務((2)に掲げる業務を除く。) (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁るうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習(沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。)	(1) 日額820円(船長、機関長等は日額1,750円) (2) 日額640円(船長、機関長等は日額3,500円) (3) 日額410円(船長、機関長等は日額870円) (4) 日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における指導の	(1) 日額1,650円

		業務 (2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）	
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	1 下水道施設における汚泥等の処理作業 2 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 3 汚泥等の採取作業 4 汚泥等の化学試験及び検査作業	日額450円（4の作業に従事した場合、日額290円）
防疫等作業手当	職員	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物取扱等手当	1 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術支援センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業	
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	日額750円（業務が午後6時以降の場合、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	日額600円（業務が午後6時以降の場合、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	日額240円

鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業	1 現場 日額560円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	1 日額340円（東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき870円を加算）
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1回980円 2 2時間以上の勤務 1回650円 3 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	福祉保健部医務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務	
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額6,000円から日額12,800円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額3,400円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額3,400円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休	日額2,400円

		日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員	道路交通法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	日額230円
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防備訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病原体に汚染	日額290円

		されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域(免震重要棟外) (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域(免震重要棟内) (3) 警戒区域に設定することとされた区域(屋外) (4) 警戒区域に設定することとされた区域(屋内) (5) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域(屋外) (6) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域(屋内)	(1) 日額20,000円 (2) 日額5,000円 (3) 日額10,000円(東京電力(株)福島第一原子力発電所を中心とする半径3kmの円内の区域の場合は、10,000円を加算) (4) 日額2,000円 (5) 日額5,000円 (6) 日額1,000円 (1)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	2,483,359千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	124千円
支給実績(平成22年度決算)	2,300,517千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	115千円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円(配偶者がいない場合の1人目は11,000円)(16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算)	同じ	—	2,491,111千円	239,070円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額	異なる	自宅居住者に係る手当支給なし	2,150,845千円	171,109円

	<p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円）</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>				
通勤手当	<p>通勤距離が2km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	異なる	交通機関利用の支給限度額 月額55,000円まで	1,540,350千円	93,553円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）</p>	同じ	—	189,627千円	409,562円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額</p>	異なる	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	898,797千円	572,118円
初任給調整手当	<p>採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 月額410,900円以内（35年間漸減しながら支給）</p> <p>(2) 獣医師 月額30,000円以内（10年間漸減しながら支給）</p>	異なる	<p>科学技術に関する高度な専門的知識を有する職員に月額100,000円以内で支給</p> <p>獣医師に支給なし</p>	97,820千円	1,716,140円
特勤手当	<p>離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの</p>	同じ	—	782,353千円	609,784円

	割合を乗じた額				
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から8%までの割合を乗じた額			1,206,410千円	841,877円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間(任命権者が必要と認める場合は6年間)支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	472,816千円	161,702円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	233,048千円	112,966円
宿直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、7,200円又は5,900円)	同じ	—	450,326千円	203,124円
管理職員特別勤務手当	管理職員(大学の学長を含む。)が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	17,704千円	200,871円

義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,900円から月額11,700円までの範囲内の額			725,463千円	62,702円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の4%又は2% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の6%又は3%			43,049千円	244,597円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数とその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%）			112,322千円	246,320円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8%			30,694千円	289,566円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			0千円	0円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,240,000円（— 円）		
	副 知 事	980,000円（— 円）		
報酬	議 長	990,000円（— 円）		
	副 議 長	850,000円（— 円）		
	議 員	760,000円（— 円）		
期末手当	知 事	（平成23年度支給割合） 2.95月分 ※ 平成18年度から平成23年度までの間は、期末手当を15%減額している。		
	副 知 事	（平成23年度支給割合） 2.95月分		
退職手	知 事	（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	副 知 事	124万円×在職月数×0.50 98万円×在職月数×0.42	2,976万円 1,976万円	任期毎 任期毎

当		
---	--	--

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置(平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間は、知事10%、副知事7%を減額)を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額である。

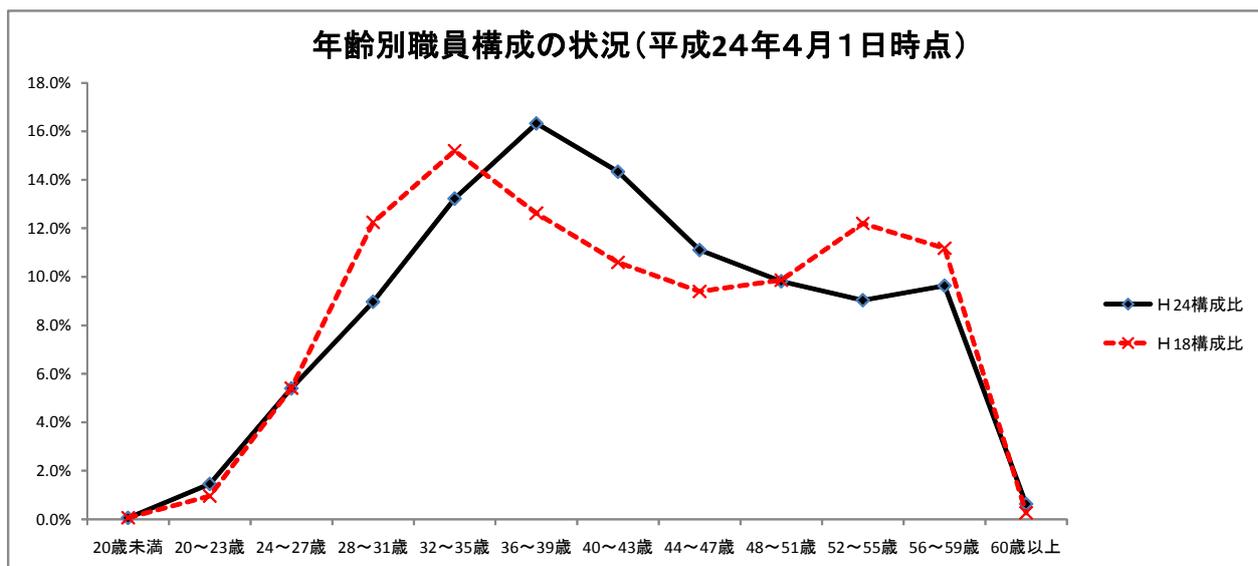
## 7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	39	40	1	○観光・スポーツ部門の強化による増 ○児童相談所業務、一時保護所の強化による増 ○業務の合理化及び定員管理計画に基づく削減等による減
		総務	751	742	△ 9	
		税務	177	171	△ 6	
		労働	113	108	△ 5	
		農林水産	953	928	△ 25	
		商工	207	218	11	
		土木	726	718	△ 8	
		民生	370	384	14	
		衛生	583	552	△ 31	
		小計	3,919	3,861	△ 58	
	教育部門	13,311	13,457	146	○特別支援学校の強化及び正式任用教員の採用	
	警察部門	2,873	2,878	5	○警察活動の強化等による増	
	小 計	20,103	20,196	93	(参考：人口10万人当たり職員数 1,419 人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等		病院	2,388	2,463	75	○医師・看護部門の強化による増
		水道	256	249	△ 7	○業務の見直し・効率化による減
		下水道	72	71	△ 1	○業務の見直し・効率化による減
		その他	25	10	△ 15	○業務の見直し・効率化による減
		小 計	2,741	2,793	52	
合 計			22,844 [26,129]	22,989 [26,174]	145 [45]	(参考：人口10万人当たり職員数 1,615 人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
- 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 13	人 335	人 1,241	人 2,062	人 3,041	人 3,754	人 3,296	人 2,553	人 2,257	人 2,077	人 2,215	人 145	人 22,989

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,304	4,164	4,051	3,958	3,919	3,816	△ 443 (△10.3%)
教育	13,622	13,474	13,380	13,260	13,311	13,457	△ 165 (△ 1.2%)
警察	2,844	2,855	2,856	2,865	2,973	2,878	34 ( 1.2%)
消防							
普通会計計	20,770	20,493	20,287	20,083	20,103	20,196	△ 574 (△ 2.8%)
公営企業等会計	2,644	2,651	2,663	2,709	2,741	2,793	149 ( 5.6%)
総合計	23,414	23,144	22,950	22,792	22,844	22,989	△ 425 (△ 1.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円	千円	千円	%	%

	15,209,863	558,633	2,150,142	14.1	16.3
--	------------	---------	-----------	------	------

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 252	千円 981,853	千円 260,163	千円 350,580	千円 1,592,596	千円 6,320	千円 7,165

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	41.8 歳	341,197 円	520,059 円
団 体 平 均	45.8 歳	(384,685)円	(595,951)円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,375 千円	1人当たりの平均支給額 1,575 千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

沖 縄 県	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 — 千円 26,571 千円	1人当たり平均支給額 21,518 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）			1,557 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			519,084 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	2人	18%	18%
大阪市	1人	15%	15%

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）			6,476 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			48,692 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）			52.8 %
手当の種類（手当数）			5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地等交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交代制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	日額230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	107,688 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	496 千円
支給実績（平成22年度決算）	108,180 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	499 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	41,019 千円	251,651 円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	—	34,556 千円	174,526 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、5,500円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	37,107 千円	153,972 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円	同じ	—	272 千円	272,000 円

	(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(企業技監、統括監、参事、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額	同じ	—	15,175 千円	606,982 円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	23,683 千円	232,183 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	16,235 千円	193,277 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 平成22年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成23年度	千円 326,340	千円 21,157	千円 27,054	% 8.3	% 7.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 4	千円 13,134	千円 4,928	千円 4,248	千円 22,310	千円 5,578	千円 6,659

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	39.3 歳	317,738 円	492,471 円
団 体 平 均	45.5 歳	362,100 円	550,637 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,062 千円	1人当たりの平均支給額 1,500 千円
（平成23年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%から20%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給 無 ） 1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 11,371 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
—	— 人	— %	— %

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		160 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		53,450 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		75.0%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円

用地等交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交代制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業等	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	日額230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1,722 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	574 千円
支給実績（平成22年度決算）	967 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	322 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳か	同じ	—	260 千円	130,000 円

	ら22歳の子1人につき5,000円加算)				
住居手当	<p>1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額27,000円)</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>	同じ	—	1,027 千円	256,650 円
通勤手当	<p>通勤距離が2km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同じ	—	1,307 千円	326,715 円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円 (職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)</p>	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給 (企業技監、統括監、参事、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額</p>	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額</p>	同じ	—	669 千円	334,630 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じ</p>	同じ	—	451 千円	225,607 円

	た額				
--	----	--	--	--	--

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 46,043,242	(純利益) 千円 3,506,775	千円 26,724,297	% 58.0	% 57.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成23年度	人 2,491	千円 9,713,099	千円 4,845,775	千円 3,258,960	千円 17,817,834	千円 7,153	千円 7,266

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10%減額）している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	42.9 歳	540,705 円	1,304,321 円
看 護 師	38.8 歳	304,660 円	469,514 円
事務職員	39.1 歳	305,152 円	470,035 円
団体平均			
医 師	44.2 歳	555,250 円	1,364,877 円
看 護 師	37.9 歳	301,712 円	478,374 円
事務職員	43.5 歳	362,444 円	569,991 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,308千円	1人当たりの平均支給額 1,432 千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	

(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成24年4月1日現在)

沖 縄 県			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無 )		
1人当たり平均支給額	5,217 千円	26,887 千円	1人当たり平均支給額 7,355 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		256,325千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		837,662円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	356人	15%	—%

エ 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		704,871千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		295,544円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		95.7%	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円

	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	1 深夜の全部の勤務 1回6,800円 2 4時間以上の勤務 1回3,300円 3 2時間以上4時間未満の勤務 1回2,900円 4 2時間未満の勤務 1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時(当該職員が勤務する事業所における業務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。)において、業務に従事することを特別に命ぜられた時の業務	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1回980円 2 2時間以上の勤務 1回650円 3 2時間未満の勤務 1回410円
精神保健業務手当	病院(精和病院を除く。)に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の	日額230円

		作業	
--	--	----	--

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	1,858,587千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	746千円
支給実績（平成22年度決算）	1,791,203千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	754千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	269,192千円	231,066円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員月額2,500円	同じ	—	309,530千円	192,374円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、5,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	159,596千円	87,690円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転	同じ	—	23,349千円	476,510円

	し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同じ	—	30,652千円	785,949円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額340,900円（精神科を本務とする医師にあつては、361,900円）以内（35年間漸減しながら支給）	同じ	—	1,115,611千円	3,681,884円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	315,109千円	566,742円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	330,321千円	220,067円